



平成24年1月20日
国際平和協力本部事務局

ゴラン高原国際平和協力業務・ハイチ国際平和協力業務
実施計画の変更等(派遣期間の延長等)について

標記については、1月20日の閣議において決定されたところ、概要は別添のとおり。

ゴラン高原国際平和協力業務・ハイチ国際平和協力業務

実施計画の変更等(派遣期間の延長等)について

1 ゴラン高原国際平和協力業務 実施計画の変更等

- (1) 我が国は、平成 8 年 2 月から、自衛隊の部隊等をゴラン高原に派遣し、国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)において輸送等の業務を実施している。
- (2) 平成 23 年 12 月 21 日に採択された安保理決議第 2028 号によって、平成 23 年 12 月 31 日までとされていた UNDOF の活動期間が 6 か月間延長されたことから、我が国の派遣期間を現行の平成 24 年 3 月 31 日までから平成 24 年 9 月 30 日までに 6 か月延長することとする(法第 7 条第 3 号の規定に基づき、実施の状況を国会報告)。
- (3) UNDOF 及び国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に係る物資の補給・輸送を併せて行うことができるよう、経由地となるカンボジア、シンガポール等を派遣先国として追加する。

2 ハイチ国際平和協力業務 実施計画の変更等

- (1) 我が国は、平成 22 年 2 月から、自衛隊の部隊等をハイチに派遣し、国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)において、がれき除去、整地、道路補修、軽易な施設建設等の業務を実施している。
- (2) 平成 23 年 10 月 14 日に採択された安保理決議第 2012 号によって、平成 23 年 10 月 15 日までとされていた MINUSTAH の活動期間が 1 年間延長されたことから、我が国の派遣期間を現行の平成 24 年 1 月 31 日までから平成 25 年 1 月 31 日までに 1 年延長することとする(法第 7 条第 3 号の規定に基づき、実施の状況を国会報告)。
- (3) MINUSTAH の組織改編に伴い、我が国司令部要員(施設幕僚)の所属先を「国際連合事務総長副特別代表室」から「軍事部門司令部」に変更する(業務内容には変更なし)。
- (4) 自衛隊の施設活動に対するハイチ住民の理解を高め、施設活動の円滑な遂行を図るため、住民への生活支援物資の配布業務を追加する。

UNDOF 及び我が国部隊等の概要

1. 設立の経緯及び任務

- ・ 国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF) は、1974 年 6 月から活動を開始。
- ・ 主任務は、ゴラン高原におけるイスラエル・シリア間の停戦監視及び両軍の兵力引き離しに関する履行状況の監視 (2 個の歩兵大隊がこれらの任務を遂行)。

2. 組織 (平成 23 年 11 月 30 日現在)

合計：1,062 名 (オーストリア 383 名、カタール 3 名、アフガニスタン 95 名、インド 191 名、日本 46 名、フィリピン 344 名)

司令官：エカルマ少将 (フィリピン)

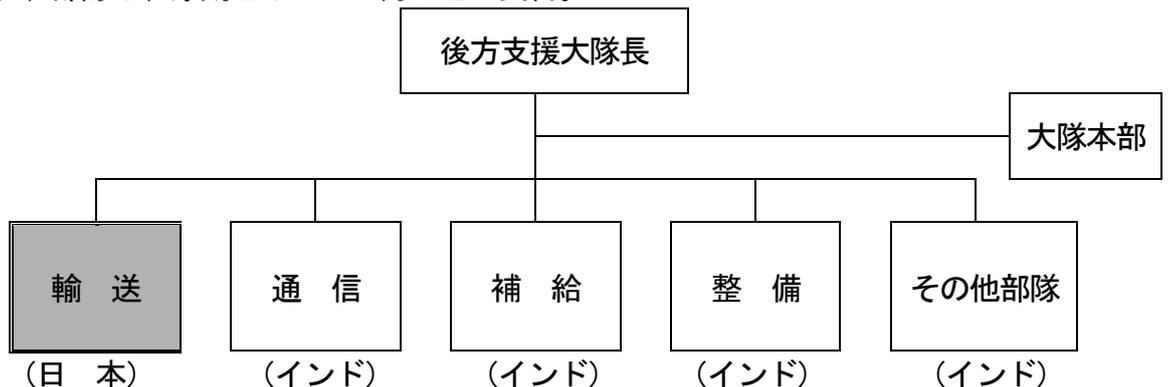


3. 我が国部隊の業務概要

日本及びインドから成る後方支援大隊は、UNDOF 全般の後方支援を担当。

このうち、我が国の部隊 (自衛官 43 名) は、食料品等の日常生活物資等の港や空港等からの輸送、UNDOF の補給品倉庫における物資の保管、活動地域内の道路等の補修、道路等の補修に必要な重機材等の整備等の業務を担当。

なお、部隊は、原則として 6 か月ごとに交替。



4. 司令部要員の業務概要

UNDOF 司令部において、我が国の司令部要員 (自衛官 3 名) は、広報、予算の作成並びに後方支援業務に関する企画及び調整の業務を担当。

なお、司令部要員は、原則として 1 年ごとに交替。

ゴラン高原国際平和協力業務 追加予定の派遣先国

変 更 後	変 更 前
<ul style="list-style-type: none"> ・イスラエル ・シリア ・レバノン <p>(以下、経由地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インド ・カンボジア ・シンガポール ・スリランカ ・タイ ・フィリピン ・ベトナム ・マレーシア ・モルディブ ・英国 (ディエゴ・ガルシア島) ・アラブ首長国連邦 ・オマーン ・サウジアラビア ・ウガンダ ・エジプト ・ケニア ・ジブチ ・セーシェル ・南スーダン 	<ul style="list-style-type: none"> ・イスラエル ・シリア ・レバノン <p>(以下、経由地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インド ・スリランカ ・タイ ・フィリピン ・ベトナム ・マレーシア ・モルディブ ・アラブ首長国連邦 ・オマーン ・サウジアラビア ・エジプト

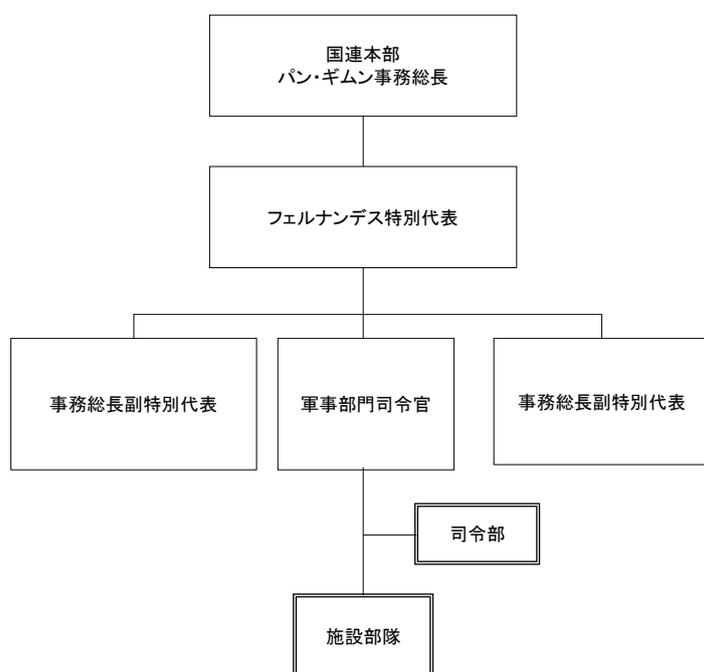
MINUSTAH及び我が国部隊等の概要

1. 設立等

- ・2004年6月1日設立。現在の活動期限は2012年10月15日まで。
- ・安全かつ安定的な環境の確保、政治プロセス支援、ハイチ政府等の人権擁護の取組支援・人道的状況の監視及び報告等を主な任務とする。

2. 組織(平成23年11月30日現在)

軍事要員 8,856 人、警察要員 3,582 人



<安保理決議第2012号による減員後の定員>
軍事要員 7,340 人、警察要員 3,241 人



<決議第2012号>

2011年10月14日、国連安保理は、地震後の一時的な要員増強の終結への第一歩として、2012年6月までに軍事要員 1,600 人及び警察要員 1,150 人を減員することを採択。

(注)二重線は、我が国要員が配置された部門

3. 我が国派遣要員の業務概要

(1) 施設部隊

- ・最大350名から成る陸上自衛隊の施設部隊が、首都ポルトー・ブランスを中心に、がれきの除去、整地、道路補修及び軽易な施設建設等の業務を実施。
現在第5次要員(平成23年8月～)を派遣中。

(2) 司令部要員

- ・2名の要員が、MINUSTAH司令部における施設業務等に関する企画及び調整の業務を実施。現在第4次要員(平成23年9月～)を派遣中。